

参加者
募集中

講演会

「市民が主役のまちづくり」を考える

「これからの釧路のまちづくりと自治のしくみについて」

市では現在、**まちづくりの基本ルール**となる、

(仮称) 釧路市自治基本条例の制定を進めています。

この条例で釧路のまちづくりがどう変わるのか、

どのような条例にするべきか、有識者の声を参考に

市民の皆さんと一緒に考えるための講演会を開催します。

皆さんお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

講師

北海道大学公共政策
大学院院長・教授

やまざき
山崎

みきね
幹根 氏

(（仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会委員長)

皆さんにとって身近で具体的な例を使って、これからのまちづくりについて分かりやすくご説明します。

「条例だから・・・」と堅苦しく考えず、お気軽にお越しください。



平成26年

6月27日 金

時間：午後6時～午後7時30分

場所：まなぼと幣舞705号室

入場料：無料

主催：釧路市
(総合政策部都市経営課)

申込み方法など、詳しくは裏面をご覧ください

講師プロフィール

山崎 幹根 氏

(やまざき みかね)

北海道大学公共政策大学院院長・教授。

1967年三重県生まれ。北海道大学法学部卒、同法学研究科修了（法学博士）。

釧路公立大学経済学部助教授を経て現職。2013年4月から同公共政策大学院院長。

専攻は、地方自治論、行政学。著書に『国土開発の時代』、

『スコットランドの挑戦と成果』、『「領域」をめぐる分権と統合』など。

「自治基本条例」とは？

まちづくりの理念と基本的なルールを定めた条例です。市民・議会・行政のまちづくりにおける、それぞれの役割を明らかにし、「情報共有」と「市民参加」のしくみを作ることが大きなポイントです。

釧路市でも、この自治基本条例を制定することとしており、現在は（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会の委員のみなさんと条例の素案づくりを進めているところです。



「(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会」とは？

釧路市の自治基本条例について検討するため、平成24年7月に設立されました。これまで2年間で14回にわたって学習や議論を重ねており、平成25年12月にはそれまでの検討をまとめた「条例制定についての検討報告書」を市長に提出しました。

現在は有識者、団体推薦、公募市民などの13名の委員で構成され、（仮称）釧路市自治基本条例の素案づくりを行っています。

検討委員会はどなたでも傍聴できます。事前申込みの上お気軽にお越しください。
また、会議結果は公開しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申込みは、電話・FAX・E-mailで市役所都市経営課まで

FAXの場合は、右記にご記入の上、送信してください。

- ご記入いただいた情報は、適切に管理し、この講演会開催の目的以外には使用しません。

お名前	(フリガナ)
ご住所	
TEL	

申込締切：6月18日（水）

席に限りがありますので、事前申込みをお願いします。
当日、席に余裕があれば、飛び入り参加も可能です。

(お問い合わせ・申込み先)

釧路市総合政策部都市経営課企画担当

TEL：0154-31-4502 FAX：0154-22-4473

✉: to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

釧路市ホームページ〈<http://www.city.kushiro.lg.jp>〉 バナー「自治基本条例 検討中です」をクリック